

事業主の皆さまへ

確定拠出年金(日本版401k)

FA 総合型プラン

開いてみませんか、
この新しい「扉」を。

《退職金・企業年金制度》について考え、堅実経営を実現するために。

社会保険労務士法人 木内事務所がチカラになります！

退職金・企業年金制度は、会社にとって

大きな経営課題！

このままでいいの？



企業年金の積立不足の拡大

確定給付型の企業年金では運用環境の低迷等により、積立不足が発生し、追加掛金が生じるなど企業財務に大きな影響を及ぼします。



厚生年金基金制度の見直しが加速

総合型の厚生年金基金制度への継続加入が企業にとっての大きな財務リスクとなってきました。厚生年金基金の解散要件も緩和され新たな受け皿作りが急務となります。



社会・雇用環境の変化

少子高齢化、厚生年金の支給開始年齢の引上げ、従業員の雇用形態の多様化など、社会・雇用環境が変わってきています。このような変化に伴い、退職金制度も検討しないと…。

これからはどうする？

確定拠出年金を活用すれば、

積立不足は発生しません

予め定めた掛金を毎月拠出していただくだけで、積立不足は発生せず、追加掛金も必要ありません。



確定拠出年金を活用すれば、

掛金は全額損金算入

毎月の掛金は全額損金処理できますので、費用の平準化が図れます。また、他の企業年金や退職一時金からの資産移換も非課税で処理できます。



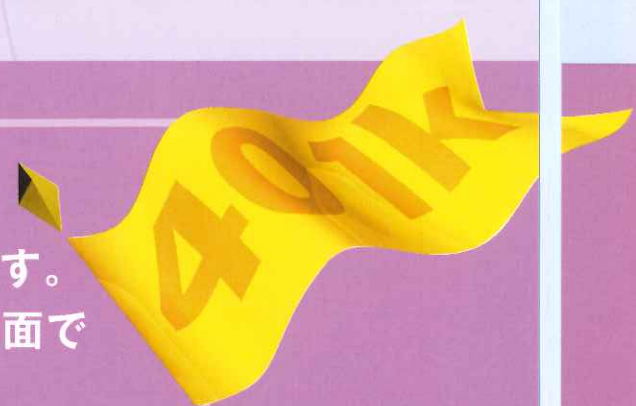
確定拠出年金を活用すれば、

貴社に合った制度設計が可能

会社の退職金規程に合った掛金算定方法等で制度設計ができるので、会社のご要望を反映した制度が構築できます。



従業員の将来の生活保障のために、退職金・企業年金制度の重要度は増えています。しかし、退職金・企業年金制度のコスト・管理面で大きな負担となっていることも事実です。



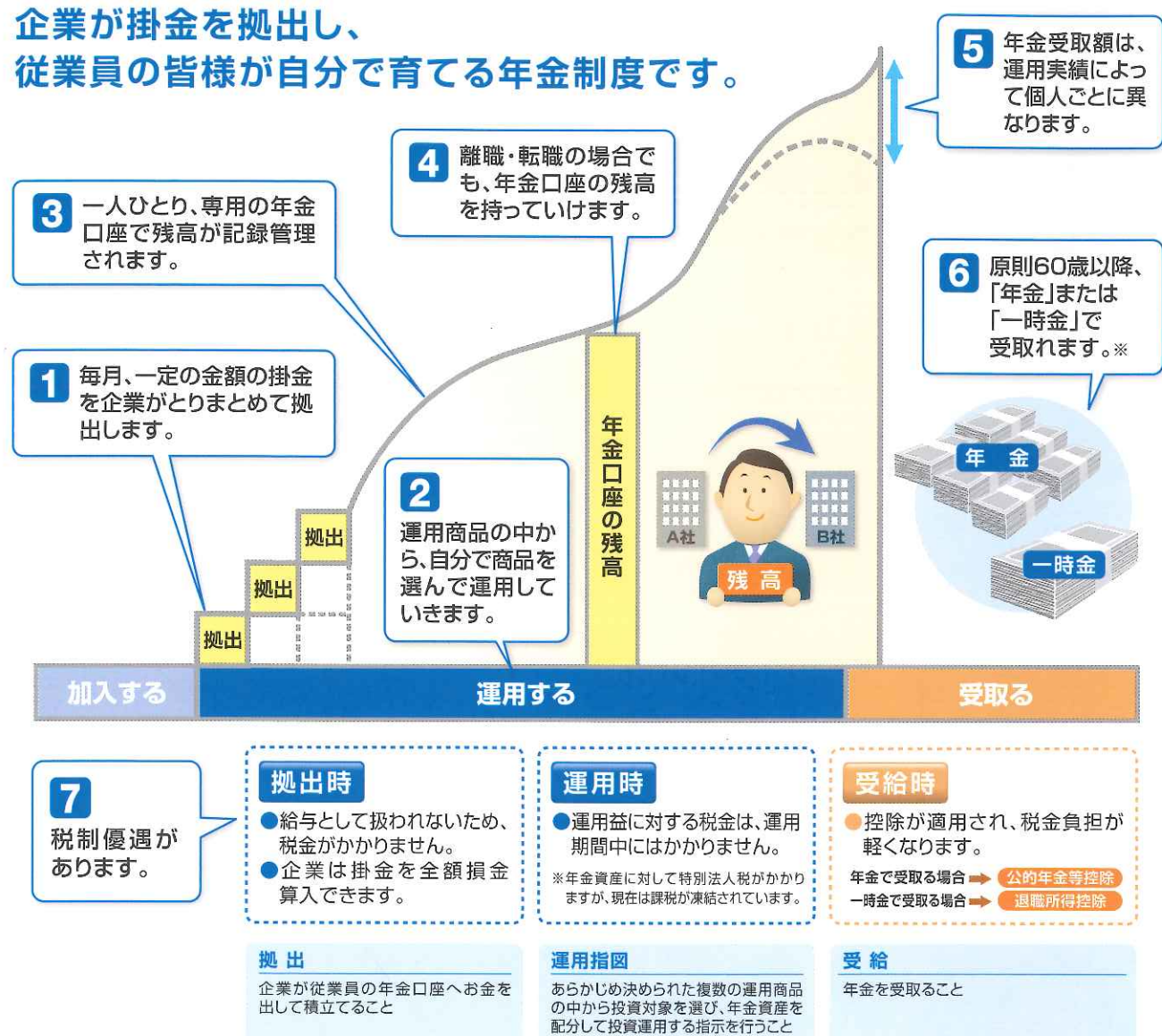
これらを解決するため、

FA 総合型プラン(日本版401k)

確定拠出年金制度のしくみ 7つのポイント

今までの企業年金は 企業がまとめて運用 → 確定拠出年金は 従業員一人ひとりが運用

企業が掛金を拠出し、従業員の皆様が自分で育てる年金制度です。



*あらかじめ規約に定めることで、最長65歳まで資格喪失年齢を上げることが可能となります。(＝掛金を最長65歳まで積立てることが可能となります) 但し、その場合受取り開始年齢もそれに応じて引上げられることとなります。

確定拠出年金の受け取り

種類	どんなときに?	どんな方法で?
老齢給付金	原則60歳から	年金 一時金 年金・一時金の併給
障害給付金	加入者等が高度障害者になった場合	年金 一時金 年金・一時金の併給
死亡一時金	加入者等が死亡した場合	一時金 誰に? 遺族

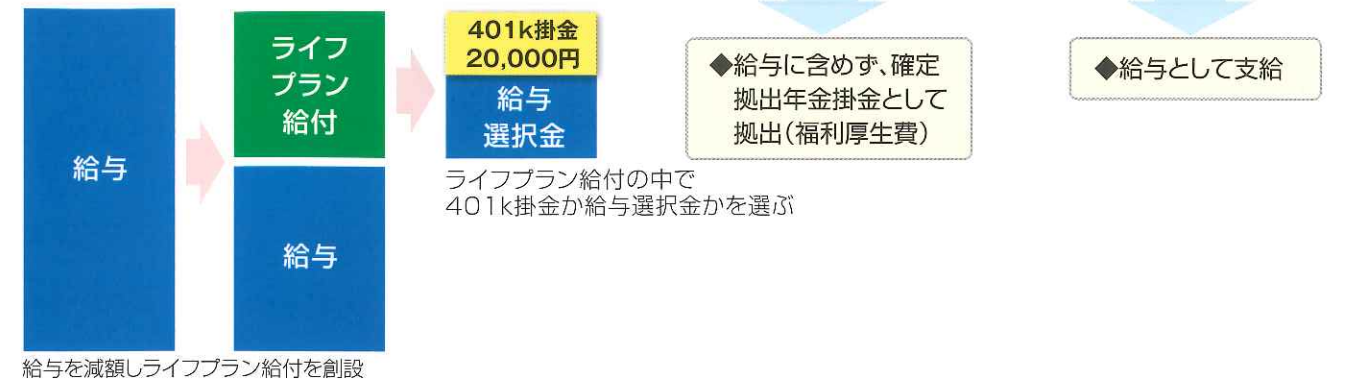
加入者等期間と受取開始年齢の関係

加入者等期間	受取開始年齢
10年以上	満60歳
8年以上10年未満	満61歳
6年以上8年未満	満62歳
4年以上6年未満	満63歳
2年以上4年未満	満64歳
1ヶ月以上2年未満	満65歳

老齢給付金の受け取りに関しては、加入者等期間により受取開始年齢が変更となる場合があります。詳しくは、「加入者等期間と受取開始年齢の関係」をご覧ください。

選択制確定拠出年金のしくみ

ライフプラン給付 = 401k掛金 + 給与選択金



確定拠出年金(401k)の掛金は給与扱いにしません

<確定拠出年金(401k)で積立るイメージ>

<預金で貯蓄するイメージ>

支給項目	当月基本給	400,000円
厚生年金保険料	34,370円	
健康保険料	20,500円	
介護保険料	3,178円	
雇用保険料	2,000円	
所得税	4,204円	
住民税	10,036円	
控除額合計	74,288円	
手取り額	325,712円	
差引支給	預金	20,000円
可処分所得	305,712円	

掛金控除前	400,000円	
401k掛金	20,000円	
支給項目	当月基本給	380,000円
厚生年金保険料	31,855円	
健康保険料	19,000円	
介護保険料	2,945円	
雇用保険料	1,900円	
所得税	3,620円	
住民税	9,371円	
控除額合計	68,691円	
手取り額	311,309円	
差引支給	可処分所得 (+5,597円)	311,309円

◆給与に含めず、確定拠出年金掛金として拠出(福利厚生費)

◆基本給額は401k掛金分減少

◆控除額が減った分可処分所得が増える左図だと+5,597円

確定拠出年金制度のメリットと留意点

メリット 事業主

- 従業員(含む役員)の福利厚生の充実
- 従業員の老後資産形成支援
- 少ない負担で制度導入が可能

留意点 事業主

- 制度運営に事務費が必要

メリット 従業員

- 税制上のメリットが大きい
- 掛金は全額所得控除
- 運用益は非課税
- 受取時は退職所得控除や公的年金控除の対象
- 加入する・しないを選択できる(強制加入でない)

留意点 従業員

- 一旦加入すると原則60歳まで解約不可
- 加入しないことは自由ですが、一旦加入すると原則60歳になるまで資産の引出しはできません
- 将来の受取額が変動
- 選ぶ運用商品によって将来の受取額が変わります

会社の方針により2つのタイプから選べます

タイプA

企業は掛金の追加をおこないません

【現行制度】	【新制度】	追加掛金				
ライフプラン 給付	ライフプラン 給付	401k 5,000円	401k 20,000円	401k 30,000円	401k 55,000円	
月例給与	月例給与	給与 選択金	給与 選択金	給与 選択金	給与 選択金	401k 55,000円
		①	②	③	④	⑤

401k掛金は専用口座で積立てられ原則60歳以降に受取り

◆従業員は、一旦確定拠出年金を選択すると、原則掛金の拠出をゼロにすることは出来ません。

タイプB

企業はベースとなる掛金の追加をおこないます

【現行制度】	【新制度】	追加掛金				
ライフプラン 給付	ライフプラン 給付	401k 3,000円	401k 5,000円	401k 20,000円	401k 30,000円	401k 52,000円
月例給与	月例給与	給与 選択金	給与 選択金	給与 選択金	給与 選択金	401k 52,000円
		①	②	③	④	⑤

401k掛金は専用口座で積立てられ原則60歳以降に受取り

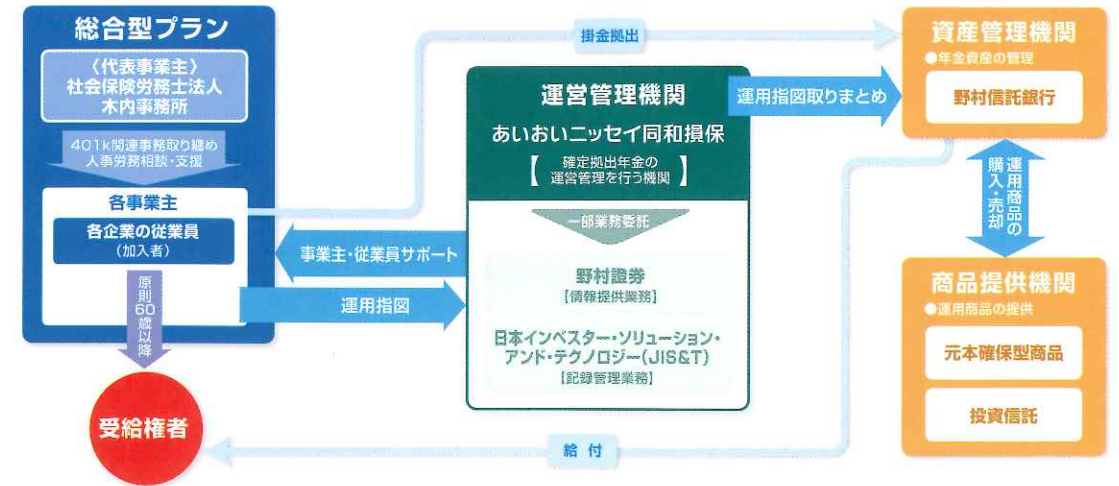
◆従業員は、企業による追加掛金があるため、確定拠出年金選択後も掛金の拠出をゼロにすることができます。

タイプA,Bとも、

- ・掛金の変更は毎月可能です。
- ・最低掛金額は毎月3,000円。1,000円単位で最大55,000円(他の企業年金を実施の場合は27,500円)まで掛けることができます。
- ・月例給与を減額しライフプラン給付を設定します。

FA 総合型プランの運営フロー

本プランでは、確定拠出年金分野で実績のあるあいおいニッセイ同和損保と提携して、高品質なサービスをご提供いたします。



1 従業員(加入者)が安心して活用できるよう、きめ細かな加入者サービスを提供!

わかりやすい加入者教育、最初から人が対応するコールセンター、機能充実したホームページなど、質の高い加入者サービスをご提供いたします。

加入者教育

加入者のみなさまの視点で、わかりやすく重点をおいたガイドブック類をご用意しております。年金制度や運用知識に関する研修を丁寧にサポートします。



コールセンター

最初からオペレーターが対応するので、即座に相談内容をお受けできます。制度導入前でも加入者教育実施後、お問合せへの対応が可能になります。(あいおいニッセイ同和損保に委託)

オペレーターの受付時間
平日:9時~21時
土日:9時~17時
(祝日、年末年始は休みとなります)



ホームページ

休日でも深夜でも、ホームページや携帯サイトで、いつでもご自分の資産状況を確認できます。運用スタイル診断や将来の受取額試算など、機能も充実しています。(あいおいニッセイ同和損保に委託)



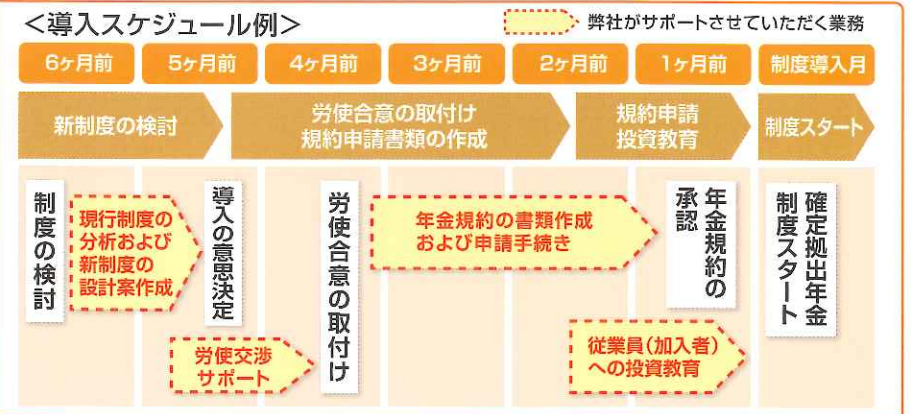
2 新しい制度について検討段階から事業主様をサポート!

現行制度を分析し貴社のご要望を踏まえた新制度案をご提案いたします。さらに、確定拠出年金導入時の各種申請書類の作成や規約申請を行い、円滑な制度導入をサポートいたします。

貴社でご準備頂くもの

- ①就業規則
- ②給与(賃金)規程
- ③育児・介護休業規程
- ④退職金規程
(既に対象金制度がある場合のみ)

①~④が無い場合は、雛形を提供致します。





退職金・企業年金制度に関するコンサルティングをご利用ください

※このパンフレットは2016年8月時点での制度・税制をもとに概要を説明したものです。

**株式会社フリーエージェント
社会保険労務士法人 木内事務所**

〒761-8071
香川県高松市伏石町2028番地2
TEL 087(816)8124